

議案第 6 3 号

狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び狭山市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例

(狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 1 条 狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 (昭和 5 0 年条例第 4 0 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合 (当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(狭山市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正)

第 2 条 狭山市公共下水道事業受益者分担金に関する条例 (平成 4 年条例第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合 (当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。